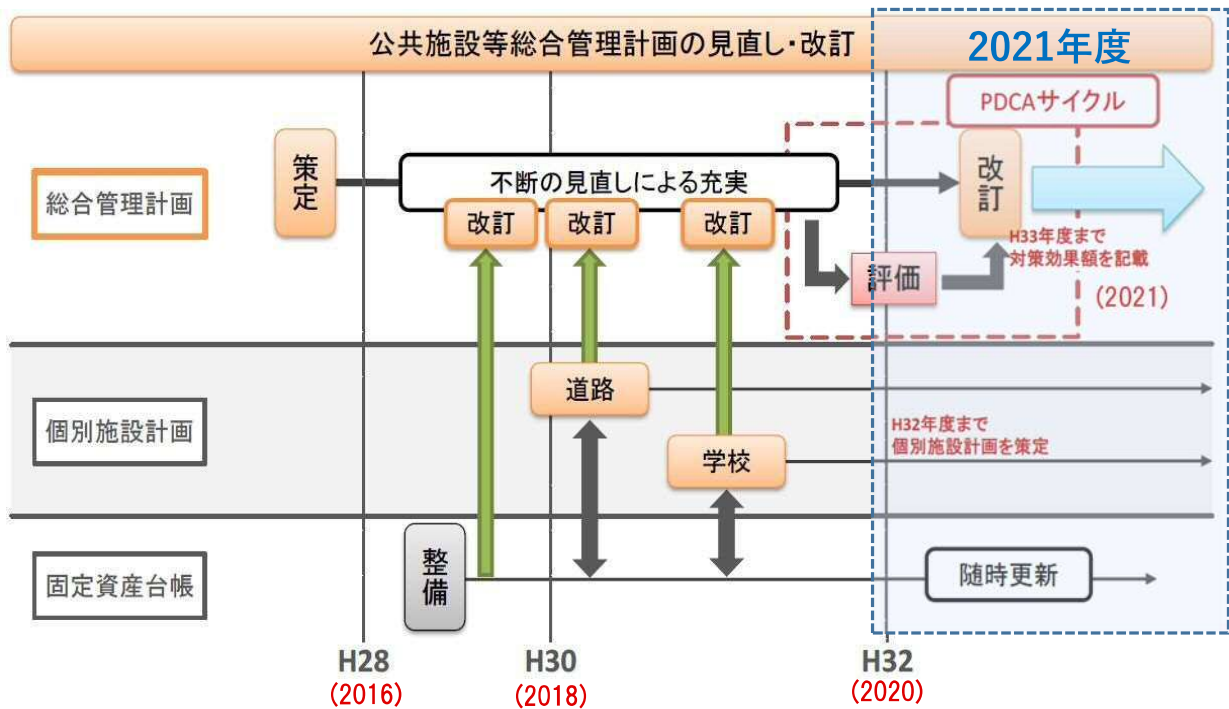


公共施設等総合管理計画の不断の見直し・改訂



2021年度までに求められた見直しの留意事項

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方
 総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。
 その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項 ※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項
 ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績
 ・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)
 ・現在の維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
 ・対策の効果額
 ※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
 ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進に係る方針

2 記載が望ましい事項

① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
 ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
 ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の方針
 ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携の取組
 ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置
 令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいによる経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講ずることとしたこと(措置率 0.5)。

※ 上記の内容は、別途通知予定

公共施設等総合管理計画策定に係る指針の推移

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針
(平成26年4月22日)

(※赤字はH30.2.27改訂箇所)
【総合管理計画に記載すべき事項】

一 公共施設等の現況及び将来の見通し
(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
(3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(1) 計画期間
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
(3) 現状や課題に関する基本認識
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
① 点検・診断等の実施方針
② 維持管理・更新等の実施方針
③ 安全確保の実施方針
④ 耐震化の実施方針
⑤ 長寿命化の実施方針
⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
⑦ 統合や廃止の推進方針
⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
(5) P D C A サイクルの推進方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の適正管理の推進について
(平成30年4月25日)

(※長寿命化対策等の効果額を示す重要性を通知)
別紙 1及び別紙 2を参考に、中長期的な経費の見込み等を総合管理計画に記載すること。

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項 (令和3年1月26日)

(※赤字はH30.2.27指針からの追加箇所)
【総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等】

1 必須事項
① 基本的事項
・ 計画策定年度及び改訂年度
・ 計画期間
・ 施設保有量
・ 現状や課題に関する基本認識
・ 過去に行った対策の実績
・ 施設保有量の推移
・ 有形固定資産減価償却率の推移
② 維持管理・更新等に係る経費
・ 現在要している維持管理経費
・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
・ 対策の効果額
(※見込みについては、少なくとも10年程度の期間)
③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
・ 公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項
① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の方考え方
④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項
① 広域連携の取組
② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針
(令和4年4月1日改訂)

(※赤字はR3.1.26留意事項からの追加箇所)
【総合管理計画に記載すべき事項】

一 公共施設等の現況及び将来の見通し
(1) 公共施設等の状況(施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況)及び過去に行った対策の実績
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
(3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
(3) 現状や課題に関する基本認識
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
① 点検・診断等の実施方針
② 維持管理・更新等の実施方針
③ 安全確保の実施方針
④ 耐震化の実施方針
⑤ 長寿命化の実施方針
⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
⑦ 脱炭素化の推進方針
⑧ 統合や廃止の推進方針
⑨ 数値目標
⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用
⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針
⑫ 広域連携
⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
(5) P D C A サイクルの推進方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等適正管理推進事業債は、5年間延長が決定

公共施設等の適正管理の推進

○ 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】 令和4年度～令和8年度 (「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度) 【事業費】 5,800億円(令和3年度: 4,800億円)

【対象事業】
○ 「長寿命化事業」の拡充(空港施設、ダムの追加)
○ 「脱炭素化事業」の追加

【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② <u>長寿命化事業【拡充】</u> 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業) 〔道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ <u>脱炭素化事業【新規】</u> ※令和4年度～令和7年度(4年間) ・ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業	90%	—
⑦ 除却事業	90%	21

出典：2022年2月2日 一般社団法人地方公会計研究センター第108回定例研究会『公共施設等総合管理計画の見直しについて(総務省自治財政局財務調査課 清水課長補佐)』より抜粋